

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、高松市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 高松市持続可能な水環境の形成に関する条例（平成22年高松市条例第42号）第9条第3項の規定によりその権限に属することとされた事項

(2) 持続可能な水環境の形成に関する事項に係る調査審議

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第5条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が委嘱する。

3 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び会議の議案に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ開く

ことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び会議の議案に係る特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 会長は、審議会の所掌事務の専門的事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年高松市条例第20号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(高松市公害防止条例の一部改正)

3 高松市公害防止条例（昭和47年高松市条例第23号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成11年7月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第45号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月26日条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条中高松市環境審議会条例第3条の改正規定は、令和元年11月1日から施行する。